



図解信仰行為の法学

容易にイスラーム諸規則を教える

ハッジ

ザカート

齋戒
(サウム)

礼拝
(サラート)

タハーラ
(清め)



Dr. アブドゥッラー ブン バーハムマーム

翻訳監修

広島ムスリム協会

日本語訳者

あかね

土地の生産物のザカート

土地の生産物の定義

土地の生産物：

土地から生産される物の全てで、利用できるもの。

土地の生産物は2種類：穀物と果実、鉱物と財宝

目次

土地の生産物のザカートの定義

第1：穀物と果実

－穀物と果実の定義

－穀物と果実のザカートの規則

－穀物と果実のザカートの義務の条件

－穀物と果実の義務のザカートの時間

－穀物と果実の義務のザカートの分量

第2：鉱物と財宝のザカート

－鉱物と財宝の定義

－鉱物と財宝のザカートの規定

－鉱物と財宝のザカートの条件

－鉱物と財宝のザカートの分量



第1：穀物と果実

穀物と果実の定義：

穀物：

全ての貯蔵された大麦や小麦などの穀物。

果実：

全ての貯蔵されたナツメヤシや干しブドウやアーモンドなどの果実。

穀物と果実のザカートの規定

穀物と果実のザカートは、義務です。全能なるアッラーの次の言葉によります。{収穫の日には、定め喜捨を供出なさい。} [家畜章141節] また預言者の次の言葉によります。(空(の雨)と泉が灌漑したりアサリーヤー) (アサリーヤー：自己灌漑によるもので、水源からまたは雨や川を仲介にしたもの) (によるものは、10分の1です。またナドフ) (ナドフ：散水による灌漑と生産に労力をかけること) (による灌漑された物は、10分の1の半分です。) (ブハーリーの伝承)

穀物と果実のザカートの義務の条件

1. 貯蔵されたものであること：

それで毎日の食料のように貯蔵されないものについてはザカートはありません。何故なら貯蔵されないものは、資産で利用することができないために彼の資金を完結させないからです。.

2. 升で量れること。

それはアウサクで量られるものになることで、アウサクは、量りの単位のことです。その根拠は、預言者の次の言葉によります。(穀物とナツメヤシには5アウサク) (アウサク：ワスクの複数形、ワスクは60サーア) (に達するまでサダカは、ありません。) (ムスリムの伝承)

それで升で量られない野菜や草などにはザカートはありません。

3. 農場で人の手によって植えられたもの：

自生する植物は、ザカートはありません。.

4. ニサーブに達すること：

それは5アウサクです。預言者は、おっしゃいました。(穀物とナツメヤシには5アウサクに達するまでサダカは、ありません。) (ムスリムの伝承)

それは300サーア(預言者の時代)で高品質小麦612キログラムに相当します。ニサーブに達するためにそれぞれが一年もの数種類のナツメヤシを纏めることもできます。例えば、シュガー・ナツメヤシにバルヒー(新鮮)・ナツメヤシを含めることなどです。それは一つの種で異なる種類だからです。しかし、異なる種を含むことはできません。例えば、小麦と大麦は一緒になりませんし小麦にナツメヤシを入れることはできません。



ザカートの書

穀物と果実のザカートが義務になる時間

穀物でザカートが義務となるのは、その成長が最盛期になった時で、果実については、それが食べられる熟した状態になった時です。ザカートが義務となった後でその穀物や果実の売り手は、ザカートが課されます。何故なら彼は、それが義務となった時の所有者だからです。

穀物と果実の義務のザカートの量

1. 灌漑で雨水や泉による人の手が入らず労力がかけれない作物については、10分の1（10%）です。
2. 灌漑で井戸からの水やりのように人の手が入り労力もかかった作物については、10分の1の半分（5%）です。
3. 灌漑で時には雨水で、時には井戸水のように上記の両方の方法で水やりをする場合は、10分の1の4分の3（7.5%）が義務となります。

その根拠は、預言者の次の言葉によります。（空や川や泉が灌漑したものは、10分の1です。サーニヤ（サーニヤ：それは井戸から水を灌漑する家畜）による灌漑の場合は、10分の1の半分です。）（ムスリムの伝承）



穀物や果実の損傷

穀物や果実が損傷した場合、それが意図的なものではなくまた過失によるもの場合は、ザカートは義務となりません。もし義務となった後で、過失や故意による損傷は、ザカートは免除されず、それを支払わなければなりません。



蜂蜜のザカート

イブヌ・アブドルバッル（アッラーの慈悲がありますように）は、法学者の総意として次のように伝えています。それにはザカートはありません。この見解は、最も正しいものです。何故ならその義務性についての明白で正確な根拠を示す記述がクルアーンにもスンナにもないからです。義務性を示す証明がない限り、基本は関わりがないことになります。



第2： 鉱物と財宝

鉱物と財宝の定義

鉱物：

土地から採掘されるもので、土地そのものとは異なるもの。例えば、金、銀、鉄、宝石、鉛など、地中から採掘される原材料。

財宝：

人間によって地中に埋められた金や銀などの資産。

鉱物と財宝のザカートの規定

それは義務です。至高なるアッラーはおっしゃいました。{信仰する者よ。あなたがたの働いて得たよいものと、われが、大地からあなたがたのために生産したものを惜しまず施せ。} **【雌牛章267節】**また預言者様は、おっしゃいました。(財宝については、5分の1です)。

(合意の伝承)

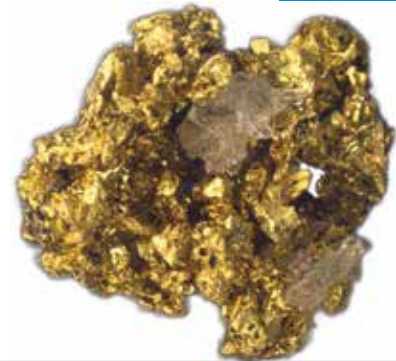
財宝のザカートの条件

財宝のザカートの条件は、特にありません。それを取得した人は、すぐにザカートを支払います。

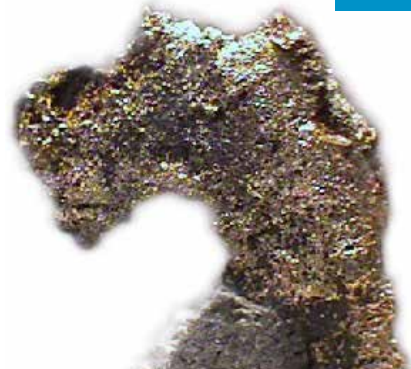
鉱物と財宝の義務のザカートの量

それが多くても少なくとも5分の1が義務になります。それは、次の預言者の言葉による一般法則によります。(財宝については、5分の1です。) (合意の伝承)

金の原料



銀の原料



鉛の原料



鉄の原料

